

## 新宿区悪質商法被害防止支援事業実施要綱（案）

### （目的）

第1条 この要綱は、悪質な消費者契約による被害（以下「被害」という。）から区民を守るために区が行う新宿区悪質商法被害防止支援事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### （実施主体等）

第2条 事業を実施する主管部門は新宿区立新宿消費生活センター（以下「区立センター」という。）とし、新宿区福祉部及び健康部の関係部門（以下「関係部門」という。）と連携して事業を一体的に推進するものとする。

2 区立センターは、被害の早期回復及び未然防止を図るために、新宿区内で活動する次に掲げるものの協力を得て、悪質商法被害防止ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）を構成する。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する指定居宅介護支援事業者及び指定介護サービス事業者（以下「介護保険事業者等」という。）
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する指定特定相談支援事業者
- (3) 地域包括支援センター
- (4) 民生委員
- (5) 新宿区社会福祉協議会
- (6) 身体障害者・知的障害者相談員
- (7) その他区長が必要と認めた事業者又は団体

3 区立センターは、事業の実施に際して東京都消費生活総合センター及び東京都生活文化局消費生活部と綿密な連携を図るものとする。

### （事業内容）

第3条 事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 通報等 ネットワークを構成するもの（以下「ネットワーク構成員」という。）による被害の早期発見と区立センターへの通報
- (2) 相談業務 通報に対する相談及び助言指導並びにあっせん交渉による被害の回復
- (3) 研修等 ネットワーク構成員に対する悪質商法に関する研修及び情報提供
- (4) 普及啓発 区民に対する悪質商法の被害防止に関する普及啓発

(運営組織)

第4条 区立センターは、ネットワークを円滑に運営するために、ネットワーク連絡会（以下「連絡会」という。）を設置する。

2 連絡会は、次に掲げるネットワーク構成員20名以内をもって構成し、区立センターの所長が召集して開催する。

- (1) 新宿区福祉部担当職員
- (2) 新宿区健康部担当職員
- (3) 新宿区社会福祉協議会担当職員
- (4) 介護保険事業者等の代表者
- (5) 区内地域包括支援センターの代表者
- (6) 民生児童委員の代表者
- (7) 身体障害者・知的障害者相談員の代表者
- (8) その他区長が必要と認めた事業者又は団体の代表者

3 連絡会は、ネットワークの円滑な運営及び被害防止の実効性の向上を目的として、次に掲げる諸活動を行うものとする。

- (1) ネットワークの運営に関する情報及び意見交換
- (2) ネットワーク構成員に対する研修計画の立案及び実施の諸調整
- (3) 事業の改善に関する意見交換及び検討

4 連絡会の庶務は、区立センターが担当する。

(個人情報の保護)

第5条 区立センターの職員及びネットワーク構成員は、事業の実施に際しては個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び新宿区個人情報保護条例（平成17年新宿区条例第5号）を遵守し、個人情報の保護に努めなければならない。

(委任)

第6条 この要綱に定める事項ほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。